

## はじめに

2010年（平成22年）1月1日、前原市、二丈町、志摩町が合併し「糸島市」が誕生しました。

これまで、1市2町において、同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決のため、人権教育及び人権啓発に関する取り組みが推進されてまいりました。

しかしながら、依然として、部落差別をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者等に対する偏見や差別などの人権問題が存在しています。

さらに、高齢化、国際化、高度情報化などを背景にした新たな人権問題が発生しており、これら諸問題の解決のため、お互いの人権を尊重し、一人ひとりの個性、違いがたいせつにされる社会を築いていくことが、行政に課せられた責務であると強く認識しています。

本市では、2010年（平成22年）3月、市民一人ひとりの参加による人権尊重都市の建設を目指した「あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例」を制定、2011年（平成23年）3月に「糸島市長期総合計画」を策定し「みんなの力で進める協働のまちづくり」を基本目標として、人権・同和教育の推進に努めていきます。

また、人権教育及び人権啓発に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、「糸島市人権教育・啓発基本指針」をこのたび策定しました。

この基本指針は、本市における人権施策を推進していくための基本的方向を示すものであり、今後、基本指針に基づき、市民の皆様をはじめ、学校、関係団体、企業、行政等との連携・協働により、「人権尊重のまちづくり」をより一層推進していかねばならないと考えています。

最後に、「糸島市人権教育・啓発基本指針」の策定に当たり、市民の皆様や同基本指針策定検討委員会、関係団体等から、貴重なご意見・ご提言をいただきましたことに対しまして、深く感謝を申し上げます。

平成23年3月

糸島市長 松本 嶺男

# 目次

## 第1章 基本指針の基本的な考え方

1 基本指針の趣旨 .....	4
2 基本指針の性格 .....	5

## 第2章 私たちを取り巻く情勢

1 国際的な状況・取組 .....	6
2 国や福岡県における取組 .....	7
3 本市における取組 .....	9

## 第3章 人権教育・啓発の推進

1 人権教育 .....	10
2 人権啓発 .....	15
3 人権にかかわりの深い特定の職業に従事する人に対する研修等 .....	17
4 総合的かつ効果的な推進 .....	19

## 第4章 分野別施策の推進

1 同和問題 .....	20
2 女性 .....	22
3 子ども .....	24
4 高齢者 .....	26
5 障がい者 .....	28
6 外国人 .....	30
7 HIV感染者・ハンセン病患者等 .....	32
8 アイヌの人々 .....	33
9 刑を終えて出所した人 .....	34
10 犯罪被害者等 .....	35
11 インターネット等による人権侵害 .....	36
12 性的少数者 .....	37
13 路上生活者 .....	38

## 第5章 推進体制等

1 市の推進体制	39
2 県、他市町村等との連携	39
3 関係団体等との連携	39
4 推進期間等	39

施策体系	40
------	----

用語解説	42
------	----

### 資料

○世界人権宣言（仮訳文）	47
○日本国憲法（抄）	51
○人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	55
○あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例	57
○糸島市人権教育・啓発推進本部設置規程	58
○糸島市人権教育・啓発基本指針策定検討委員会設置規程	60

# 第1章 基本指針の基本的な考え方

## 1 基本指針の趣旨

糸島市人権教育・啓発基本指針（以下「基本指針」という。）は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」及び本市の「あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例」、「糸島市長期総合計画」に基づき、人権教育及び人権啓発に関する施策を推進するために策定したものです。

本市では、これまで、前原市、二丈町、志摩町（以下「1市2町」という。）それぞれの自治体において、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決のため、様々な人権施策を推進してきました。

しかしながら、一定の成果があったものの、依然として、学校、地域、家庭、職場など社会生活の様々な局面において、部落差別をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者等に対する偏見や差別が存在しています。

このため、基本指針を策定することにより、様々な人権問題の解決と人権が尊重される社会の実現を目指し、人権教育及び人権啓発に関する施策を総合的かつ効果的に推進します。

また、この基本指針は、市民、学校、関係団体、企業、行政等が連携し、あらゆる分野において、人権尊重の視点を持って推進していくための方向性を示したものでもあります。

## 2 基本指針の性格

この基本指針は、次の性格を有するものです。

- (1) 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」及び「福岡県人権教育・啓発基本指針」、糸島市の「あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例」に基づいた、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進するために策定するものであること。
- (2) 2010年（平成22年）1月1日、1市2町が合併し、糸島市が誕生したことを受け、2000年（平成12年）に策定した「人権教育のための国連10年行動計画（旧前原市、旧二丈町、旧志摩町）」以降の本市における人権が尊重される社会の実現を目指すための人権教育・啓発の方向性を示すものであること。
- (3) 2010年（平成22年）4月に発足した「糸島市人権・同和教育推進協議会」の目的である、同和問題をはじめ様々な人権問題の正しい認識を高め、一切の差別を許さない市民の形成を目指した「人権尊重のまちづくり」を推進するものであること。
- (4) 人権が尊重されるまちづくりの担い手は市民であるとの理念の下に、本市における人権教育・啓発の基本的な方針を示すものであり、市民、学校、関係団体、企業、行政等がそれぞれの役割を踏まえた上で、連携・協働し、実効ある人権教育・啓発を推進するものであること。

### 用語解説

文章中の※については、P42～P46に用語解説を掲載しています。

## 第2章 私たちを取り巻く情勢

### 1 国際的な状況・取組

1948年（昭和23年）、2度の世界大戦等の反省から第3回国連総会において「世界人権宣言」が採択され、「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎である」として「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを受けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない」と全世界に表明されました。

その後、宣言の理念は、1965年（昭和40年）「<sup>\*</sup>あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」（人種差別撤廃条約）、1966年（昭和41年）「<sup>\*</sup>経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」（社会権規約）、「<sup>\*</sup>市民的及び政治的権利に関する国際規約」（自由権規約）、1979年（昭和54年）「<sup>\*</sup>女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）、1989年（平成元年）「<sup>\*</sup>児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）などの採択や、1968年（昭和43年）「国際人権年」をはじめとする様々な国際年の設定を通して具現化が進められてきました。

しかしながら、今日も、人種、民族、宗教等の違いに起因する地域紛争、また、テロや迫害により尊い人命が奪われ、人権が侵害される状況が続いていることから、1993年（平成5年）ウィーンにおいて世界人権会議が開催され、「<sup>\*</sup>ウィーン宣言及び行動計画」が採択されました。翌1994年（平成6年）の第49回国連総会は、こうした経過を踏まえ、「世界人権宣言」の意義を再確認するとともに、1995年（平成7年）から2004年（平成16年）までの10年間を「人権教育のための国連10年」とすることを決議し、具体的なプログラムとしての行動計画が示されました。

国連では、「人権教育のための国連10年」の終了を受け、引き続き世界的な枠組みで人権教育に取り組む必要があることから、「人権教育のための世界計画」を2005年（平成17年）から開始し、21世紀を真に「人権の世紀」とするための取組を推進しています。

また、2006年（平成18年）国連として人権問題への対処能力を強化するため、機能委員会の一つであった人権委員会を改組、発展させ、新たに人権理事会が設立されました。

## 2 国や福岡県における取組

### 【国】

我が国では、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法の下、<sup>\*</sup>国際人権規約をはじめとする人権関係条約を批准・加入し、人権が尊重される社会の形成に向けた取組を進めてきました。

1965年（昭和40年）の<sup>\*</sup>同和对策審議会答申（以下「同対審答申」という。）においては、「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる問題である」とし、「その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」との基本認識が示されました。この同対審答申を踏まえ、1969年（昭和44年）に「同和对策事業特別措置法」（以下「同対法」という。）を施行し、以後2度にわたり特別措置法を制定し、約33年間、同和問題の解決に向けた関係施策を実施してきました。

1995年（平成7年）には、「人権教育のための国連10年」が決議されたことを受けて、内閣総理大臣を本部長とする「人権教育のための国連10年推進本部」を設置し、1997年（平成9年）「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」が策定されました。

また、国の附属機関である地域改善対策協議会（以下「地対協」という。）は、1996年（平成8年）の意見具申において、「世界の平和を願う我が国が、世界各国との連携・協力の下に、あらゆる差別の解消を目指す国際社会の重要な一員として、その役割を積極的に果たしていくことは、『人権の世紀』である21世紀に向けた我が国の重要な責務というべきである。」と述べました。

そして、我が国固有の人権問題である同和問題の解決に向けた今後の主要な課題は、教育、就労、産業等の面でなお存在している格差の是正等のほか、「差別意識の解消に向けた教育及び啓発の推進」と「人権侵害による被害の救済等の対応の充実強化」であるとしました。

国は、地対協が指摘したこの事項に関して、今後の具体的な方策を検討するために、1997年（平成9年）「人権擁護施策推進法」に基づく人権擁護推進審議会を法務省に設置しました。

1999年（平成11年）、人権擁護推進審議会は、「人権教育・啓発の基本的な在り方について」の答申を法務大臣、文部大臣（現文部科学大臣）及び総務庁長官（現総務大臣）に対して行い、2000年（平成12年）には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行されました。同法には、国及び地方公共団体は人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、実施する責務とともに、これを総合的かつ計画的に推進するために、国は基本的な計画を策定することが規定され、2002年（平成14年）3月同法に基づく国の基本計画が示されました。

### 【福岡県】

県は、国の同対審答申及び同対法の成立を受け、1970年（昭和45年）に「福岡県同和教育基本方針」を制定するなど、教育行政施策の取組を先行させてきました。その主な理由として、1963年（昭和38年）被差別部落から始まった識字運動の中で、教育問題としての差別の実態が明らかになったことがきっかけとなりました。その後、この識字運動が県下に広がって同和教育としての取組が行われ、同和对策事業と同和教育・啓発が並行して実施されてきました。

1997年（平成9年）、行政運営を総合的、計画的に実施するため「ふくおか新世紀計画」を策定しました。同計画は「人権を尊重することは、個人の個性と能力を十分に発揮できる社会づくりの基礎的条件であり、世界共通の課題であるとともに豊かな県民生活を実現するための重要な課題である。」との認識の下に、「人権に配慮した行政を推進するとともに、あらゆる機会をとらえて、県民一人ひとりの人権意識を高揚するための教育・啓発を進め、偏見や差別の解消を図る。」ことが明記されています。

「ふくおか新世紀計画」が示した人権が尊重される社会の確立に向けた取組は、平成5年「福岡県高齢化社会行動計画」をはじめとして、1995年（平成7年）「福岡県障害者福祉長期計画」、1997年（平成9年）「福岡県児童育成計画」、2002年（平成14年）「福岡県男女共同参画計画」などの個別計画を通して具現化するものであり、この核となるのが1998年（平成10年）に策定された「人権教育のための国連10年福岡県行動計画」でした。

そして、「人権教育のための国連10年福岡県行動計画」の最終年である2004年（平成16年）に、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」及び「人権教育のための国連10年福岡県行動計画」の趣旨を踏まえ、今後の人権教育・人権啓発を進める上での基本的方向性を示す「福岡県人権教育・啓発基本指針」が2003年（平成15年）に策定されました。この指針により、公務員、教職員、警察職員、福祉関係者など、特に人権への配慮が必要とされる職業に従事する者はもちろんのこと、社会のあらゆる階層の人々を対象にした人権教育・啓発が推進されています。

さらに、基本的人権にかかわる課題は、同和問題、女性、子ども、高齢者、障がい者等多岐にわたっていることから、個別人権課題の取組との整合性を図りながら、効果的な施策の推進に努めてきています。

### 3 本市における取組

これまで1市2町では、同和問題の解決を人権問題の重要な柱として、同和地区の生活環境の改善、社会福祉の向上、産業対策、教育の向上などに努めてきました。

また、社会教育・学校教育の果たす役割の重要性から、「同和教育基本方針」をそれぞれ策定し、部落差別をはじめとする一切の差別をなくすための積極的な取組を学校及び地域社会等様々な領域において実施してきました。

特に市民啓発では、小組合研修会や講演会、街頭啓発、啓発冊子の発行等を実施し、市民の人権意識の高揚に努めてきました。

2010年（平成22年）1月1日、1市2町が合併して糸島市が誕生し、同年3月、基本的人権や法の下での平等を定める日本国憲法と世界人権宣言の基本理念に則り、あらゆる差別をなくし、市民一人ひとりの参加による人権尊重都市の建設を目指し、もって明るく住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とした「あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例」を制定しました。

2011年（平成23年）3月、2011年度（平成23年度）からスタートする「糸島市長期総合計画」を策定しました。計画では、「みんなの力で進める協働のまちづくり」をまちづくりの基本目標として掲げ、人権・同和教育の推進に努めていきます。社会状況の急速な変化や多様化する個人の価値観を受け入れ、一人ひとりの生き方を認め合い、家庭、職場、地域における人とのつながりを感じ、お互いに責任を分かち合える「人権尊重のまちづくり」を進めていきます。

さらに、2010年（平成22年）12月16日、核兵器のない平和な世界を実現することなどを目的とした「非核・恒久平和都市宣言」を求める請願が市議会において採択されました。

その他、同和問題をはじめ様々な人権問題の正しい認識を高め、一切の差別を許さない市民の形成を目指し、人権教育及び啓発事業の推進を図ることを目的に、糸島市人権・同和教育推進協議会（以下「市同協」という。）を2010年（平成22年）4月に発足させました。

市同協では、これまで、1市2町が長年にわたって積み上げてきた人権・同和教育や啓発活動の成果を踏まえつつ、あらゆる人権問題の解決に向けて、「人権尊重のまちづくり」を推進しています。なかでも、市同協の15支部（以下、市同協支部）の活動による住民啓発と指導者育成は本市の特色ある取組の一つとなっています。こうした市同協支部の諸活動は、市同協の基本方針に則り、地域特性（校区実態・ニーズ）を加味した取組によって、「人権」が市民にとってより身近なものになりつつあると言えます。

「人権尊重のまちづくり」の実現のためには、市民の人権意識の高揚と豊かな人権感覚の育成が不可欠になります。このため、あらゆる分野から柔軟に取り組む姿勢をもって、それぞれの分野における重点目標と具体的施策を設定し、各種人権教育・啓発を推進していくことが求められています。

## 第3章 人権教育・啓発の推進

人権教育・啓発については、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の第2条において、「人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。」と規定されています。

この規定から、「福岡県人権教育・啓発基本指針」では、人権教育とは、基本的人権尊重の精神が正しく身に付くよう、学校教育や社会教育において行われる教育活動であり、人権啓発とは、広く市民の間に、人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的として行われる研修・情報提供・広報活動等で人権教育を除いたものであると整理されています。

本市の人権教育・啓発の推進に当たっては、様々な人権問題の固有の課題を踏まえた上で、その根底にある共通の構造を見極め、総合的・有機的な内容や手法についての工夫を行う必要があります。

市民一人ひとりの価値観や思いは様々ですが、日本国憲法で保障されている法の下での平等といえる社会を実現するためには、市として「人権尊重のまちづくり」を継続して推進することが必要不可欠なことと言えます。

### 1 人権教育

「人権尊重のまちづくり」のためには、家庭・学校・地域・職場などあらゆる機会において、市民一人ひとりが主体的に研修会等や自主的な活動をするための場を提供することがたいせつです。

本市では、これまで長年にわたって蓄積された同和教育・啓発における成果を踏まえ、人権教育・啓発の内容、方法の一層の充実・強化を図りながら、子どもから大人まで生涯を通して人権教育に参加する場を提供していきます。

特に、次世代を担う子どもたちの人権尊重の心と態度を育成するため、その人格形成に大きな役割を果たす<sup>\*</sup>就学前教育及び学校教育を通して、一貫した人権教育を推進します。

#### (1) 就学前教育における人権教育

##### 【現状と課題】

就学前の子どもたちの教育は、家庭、保育園（所）、幼稚園、あるいは地域における子育てサークルなど、あらゆる場面でされており、人間形成の基盤となる豊かな情操や思いやり、善悪の判断、基本的生活習慣などの定着に向けた教育が実践されています。

保育園（所）では保育指針に基づき、幼稚園では幼稚園教育要領に基づき、家庭や地域社会と連携を図りながら、基本的生活習慣・態度、人への愛情や信頼感、豊かな心情や思考力などの生きる力を育むための独自性を生かした活動が行われています。

また、子育て支援センターを拠点とした行政や地域の子育て支援では、育児支援家庭訪問や子育て教室などの実施により、育児相談や子育て指導などを通して乳幼児をもつ保護者の子育てに対する不安を少なくする取組が進められています。

しかし、核家族化や地域のつながりの希薄化など、子育てをする親の環境は大きく変わってきており、子育てに対する不安を相談する相手を見つけきれずに親が孤立し、その結果、児童虐待等につながるケースもあります。

また、大人たちの行動や発言、価値観に影響されたり、十分な愛情を受けきれずに育ってきた子どもたちの中には、知らず知らずのうちに暴言を吐いたり、暴力を振るってしまっている子どももおり、子どもたちの安心できる居場所づくりと豊かな人間性を育むためにも、就学前の子どもに関わる大人の学びが重要になってきています。

### 【施策の基本方向】

就学前教育においては、一人ひとりの子どもが、基本的な生活習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培うとともに、人との関わりの中で人に対する愛情と信頼感を感じ、豊かな心情が持てることを目指します。

また、就学前教育に関わる大人は、これまでの蓄積された知識、経験、技術をさらに向上させるため、共通理解を図りながら自己研鑽や研修に励むとともに、家庭や保育園（所）、幼稚園、行政等がそれぞれに連携した子育て支援の組織化を目指します。

#### ◇就学前教育における子育てについての研究・研修を進めます

- 就学前教育関係者や小中学校、行政関係機関で、乳幼児期の子どもを取り巻く人権・同和教育の課題について研修会を実施します。
- 「公開保育」等を実施し、就学前教育における人権・同和教育の視点に立った子育ての具体化に向けての研究を行います。

## (2) 学校教育における人権教育

### 【現状と課題】

学校においては、一人ひとりの児童生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性を理解し、自分のたいせつさとともに他の人のたいせつさを認めることができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現せることができるようにすることがたいせつです。

小中学校におけるこれまでの取組は、児童生徒が人権に関する正しい知識を持つと同時に豊かな人権感覚を身につけることの両面を目指してきており、教材や授業のあり方の工夫、教育活動全体を通して育むことができる学校教育計画の見直しなどがなされてきました。その結果、人権問題に対する関心や意識の高まりが見られ、自己理解や他者理解など人権を尊重する感覚も身に付いてきています。

しかしながら、障がい者等に対する差別事象や、いじめなどにより人の心や体を傷つける行為、

さらには社会規範に反するような行為などが起こっており、学んだことが真に行動する力にまで高まりきれていないことも事実です。

このような現状から、学校現場においては、さらに人権尊重の意識が徹底され、人権尊重の精神がみなぎっている環境づくりが求められています。

#### 【施策の基本方向】

学校教育においては、それぞれの実態に応じて、人権尊重の精神の育成を基盤に据えた教育目標を設定し、その実現を目指した教育活動を展開する中で、単なる知識の習得にとどまることなく、差別や偏見を受けた人々の苦しみや悲しみ等の思いを子ども一人ひとりに感じ取らせる取組を進めます。

また、様々な理由による差別のために教育権が十分に保障されていなかった人々の実態を踏まえ、教育を受ける権利を保障することそのものが人権であるという認識に立ち、すべての児童生徒の学力と進路の保障に努めます。

#### ◇児童生徒の人権認識・豊かな人権感覚を育成します

- 福岡県同和教育副読本「かがやき」や人権教育教材等の有効的な活用を行い、各教科・領域での授業実践を推進します。障がい者に関わる差別的言動や賤称語<sup>せんしょう</sup>などの差別事象に対しては、事実の確認と課題を明確にして解決する手だてを講じるための研修を行います。
- 同和問題や様々な人権問題に対する科学的認識を深めるため、中学校区を中心に学習の系統化を図り、児童・生徒の発達段階に応じた学習を進めます。

#### ◇自己実現<sup>\*</sup>に向けた進路保障・学力保障に努めます

- 各種学力調査結果の集約と分析を行い、学力向上のための取組を推進します。また、各種調査から学力と生活態度との相対関係を分析し、学力獲得の阻害要因となる問題の解決にあたります。
- 奨学金等の就学支援に関しては、関係機関との連携を密にし、情報の収集や家庭への情報提供、申請を円滑化します。

#### ◇組織的な取組を推進します

- 学校長を中心とした人権教育推進のための校内推進体制の確立を図るとともに、その中心となる小中学校長の人権・同和教育の研修を実施します。さらに、学校人権・同和教育の取組を推進するコーディネーターとしての力量を高めるため、小中高人権・同和教育担当者の研修を実施します。

### (3) 社会教育における人権教育

#### 【現状と課題】

本市では、それぞれの実態に応じて、市民に対する研修会や行政区研修会、公民館等の社会教

育施設での講座、市民団体・PTA等における研修会等が、生涯学習の視点に立って実施されてきました。

特に、人権問題については、同和問題や女性、子ども、高齢者、障がい者等に関する問題をテーマに据えて、内容や方法についても体験活動や体験的参加型の手法を取り入れるなど、創意工夫した教育活動を推進しています。その結果、市民の人権問題に対する認識は、着実に高まりつつあると言えます。

また、同和問題解決の大きな阻害要因となっている「<sup>\*</sup>えせ同和行為」に対処するため、同和問題に対する正しい理解を深める啓発に努めてきました。その結果、その排除に当たって市民や関係団体等から市に情報提供があり、啓発を推進してきた一つの成果が出ていると言えます。

今後の社会教育における人権教育は、市同協支部事業を中心に、子どもから高齢者までを対象に、多様な学習機会の場を提供しながら、広く人々の間に多元的文化、多様性を容認する共生の心をつくりだすとともに、一人ひとりが相互の人権を尊重する社会を実現することが課題となっています。

### 【施策の基本方向】

社会教育においては、家庭や地域などあらゆる場で生涯学習のための各種施策を実施することを通して、市民が人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、地域の実態に応じた様々な人権に関する学習の充実のため、市同協支部活動を推進していくことが必要です。

#### ◇校区住民を中心に据えた市同協支部活動を推進します

- 小学校区単位に校区住民への人権教育・啓発を行います。

#### ◇市同協支部の推進体制を強化します

- 学校や関係団体等との連携・交流を深め、推進体制の強化に努めます。
- 市同協支部役員、事務局は、あらゆる機会を通じて確かな人権認識と豊かな人権感覚を高めます。

#### ◇市同協支部の研修・学習活動を推進します

- 行政区研修会、市同協支部研修会等を推進します。また、学習会・研修会の開催後に、その成果と課題の把握に努め、校区住民とともに作る効果的な研修・学習活動を目指します。

#### ◇指導者育成を推進します

- 校区人権・同和教育指導員の指導力向上のため、校区指導員会定例会の内容充実に努めます。また、市同協支部事業の企画運営・指導助言等、校区指導員がその役割を十分に果たすため、定例会以外にも学習会や研修会の参加機会を積極的に提供します。
- 市全体の行政区人権・同和教育推進委員研修会を実施し、推進委員の資質向上を図ります。
- 行政区推進委員がその行政区における行政区研修会等で十分な指導力を発揮できるよう、市同協支部においても独自のテーマを持った行政区推進委員研修を行います。

#### (4) 学校教育と社会教育の連携

##### 【現状と課題】

就学前教育や学校教育、あるいは社会教育におけるそれぞれの人権教育の推進は必要ですが、相互の連携した研修や取組を実施することでよりその効果が期待できます。

本市では、それぞれの分野内における研修の場を設けるとともに、相互の連携ができるよう、中学校区事業や市同協支部を中心とした各小学校区単位の研修、事業に努めてきました。その結果、地域における「あいさつ運動」や住民啓発の事業が、それぞれの実態に即し、地域が持つ力を集めて実施されるようになってきています。

しかし、まだまだ地域のすべての住民が意識したり参加したりするまでには至っておらず、地域で人権尊重の視点を持って活動しているすべての団体との連携もできていません。

今後は、さらなる活動の発信を行うことでより多くの人々との協力関係を築き上げておくとともに、ともに学びあう場をつくりだしていく必要があります。

##### 【施策の基本方向】

人権教育は、一人ひとりが尊重される社会の発展に寄与するものであり、人権文化の構築に向けた各般の取組と歩調を合わせながら社会全体で進めていく姿勢が重要です。そのために、学校教育と社会教育が連携する「学社連携」を中心に、市内の様々な団体・機関がお互いの課題や実践を交流し、本市が掲げる「人権尊重のまちづくり」を主体的に進めようとする市民の育成を図ります。

##### ◇異校種間の協力と連携を推進します

○保育園（所）・幼稚園、小学校・中学校・高等学校等が、校種を越えて情報交流や職員の研修、子どもに関わる事業等を展開する連携事業を推進します。

##### ◇社会教育に関わる組織・団体間の協力と連携を推進します

○市同協支部を中心に地域にある様々な団体や組織がお互いに連携し、人権に関わる研修会や啓発事業の実施、そして日常的な連携ができる組織づくりを推進します。

##### ◇学校教育と社会教育の協力と連携を推進します

○小中学校と市同協支部を中心に、学校と地域の団体や組織間の交流と連携した活動を推進し、各中学校区事業間の交流を通してその活動内容の充実を図ります。

##### ◇学校・地域・行政が共に学ぶ機会の充実を図ります

○学校・地域・行政等の人権に関わる具体的な実践を広く発信・共有し、交流や相互連携を深めるため、人権・同和教育に関わる研究大会等、研修・研究の場の設定とその充実を図ります。

## 2 人権啓発

### (1) 市民に対する人権啓発

#### 【現状と課題】

「男女共同参画推進強調月間」や「同和問題啓発強調月間」、「人権週間」、「障害者週間」を中心に、街頭啓発、講演会、人権映画祭、市広報誌等を通して、同和問題をはじめ、女性や子ども、高齢者、障がい者等、様々な人権問題の啓発を実施しています。

また、地域住民が主体となって取り組んでいる市同協支部の活動や、学校・地域等が連携して開催する「糸島市人権・同和教育研究大会」、「中学校区事業」など、市全域で人権の取組が実施されており、市民の人権意識が高まっていると言えます。

しかし、同和問題をはじめ、いまだに様々な偏見や差別が残っています。さらに、児童や高齢者への虐待、配偶者・パートナーからの暴力など、新たな人権問題も生じています。

このため、市民一人ひとりが、基本的人権を尊重し、様々な人権問題の正しい認識を深め、人権問題を身近なものとして人権が確立された社会とするための啓発を継続して推進していくことが必要です。

#### 【施策の基本方向】

人権啓発を効果的に推進するために、市民や関係団体、学校、市等が連携を図りながら啓発を推進します。

#### ◇市同協支部や関係団体等と連携した啓発を推進します

- 「人権尊重のまちづくり」の推進と、「安全安心のまちづくり」の取組を連携させ、「あいさつ運動」、「みまもり活動」を推進します。
- 同和問題啓発強調月間や人権週間に、市同協支部の実態に応じた啓発活動を学校や関係団体等と連携して取り組みます。

#### ◇情報の提供ならびに広報等を活用した啓発を推進します

- 「広報いとしま」、市ホームページを活用し、「男女共同参画推進強調月間」や「同和問題啓発強調月間」、「人権週間」、「障害者週間」等の取組、法律相談、各種講座等、適時性に富む内容を掲載します。

#### ◇人権センター及び男女共同参画センターを拠点とする啓発を推進します

- 各種啓発事業を通して、市民の人権意識の高揚を推進します。

## (2) 企業における人権啓発

### 【現状と課題】

企業は社会的存在である以上、社会性・公共性を有し、顧客・従業員・株主・地域住民等に対し、企業活動が社会に与える影響や倫理の社会的責任を負っています。

1975年（昭和50年）に発覚した「部落地名総鑑」<sup>\*</sup>事件を契機として、同和問題解決のための企業の社会的責任が強く叫ばれるようになり、「企業内同和問題研修推進員制度」<sup>\*</sup>（現在「公正採用選考人権啓発推進員制度」<sup>\*</sup>）と改称）が設けられました。

さらに、1999年（平成11年）には、職業安定法の改正に伴い、同法に基づく「労働者の募集に関する指針」が示され、社会的差別の原因となる求職者等の個人情報<sup>\*</sup>の収集禁止や新規高等学校卒業予定者の全国高等学校統一用紙の使用等が明記されました。

本市では、同和問題の解決を図るため、企業の社会的責任と自覚のもとに会員相互が連携して、同和問題の正しい理解と認識を深めることを目的に「糸島地区企業内同和問題研修推進協議会」が組織されています。2010年度（平成22年度）は、59の事業所が会員となり、講演会の開催や各種研修会等へ参加しています。

### 【施策の基本方向】

#### ◇事業者や事業者団体への啓発を推進します

- 糸島地区企業内同和問題研修推進協議会と連携して、企業が社会的責任を更に自覚し、人権をたいせつにする企業づくりや人権尊重の意識の高い職場づくりを推進します。

### 3 人権にかかわりの深い特定の職業に従事する人に対する研修等

市職員、教職員、社会教育関係者、福祉関係者、保健・医療関係者、マスメディア関係者等、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する人に対しては、人権尊重の精神を涵養するための研修を重点的に実施していくことがたいせつです。

#### (1) 市職員の研修等の推進

直接市民と接して様々な業務に従事している本市の職員には、豊かな人権感覚及び知識、情報を有するとともに、常に人権重視の視点で市民と接することが求められています。

このため、新規採用職員をはじめ、すべての職員を対象とした人権・同和問題研修を実施します。

#### (2) 教職員の研修等の推進

未来を担う幼児や児童・生徒の人権尊重の精神と態度を育成し、就学前教育や学校における人権教育を充実するためには、教育に携わるすべての教職員が人権尊重の理念を正しく認識し、人権についての知的理解を深め、人権感覚をさらに高める必要があります。

このため、人権教育に関する自己啓発や指導力を高める教職員研修を積極的に推進するとともに、研修の内容・方法などについて絶えず工夫・改善します。

#### (3) 社会教育関係団体の研修等の推進

社会教育関係者は、地域住民にとって日々の生活と密着しています。

このため、それぞれの職務に応じた人権感覚を身につけ、日常の職務を遂行できるよう人権研修を実施します。

#### (4) 福祉・介護事業関係者の研修等の推進

福祉関係者（ケースワーカー、民生委員・児童委員、保健師、母子相談員、ホームヘルパー、社会福祉施設職員等）は、個人の人格の尊重と秘密の保持及び公平な処遇の確保など、人権に関してきめ細かな配慮が必要です。

このため、職務に応じた人権研修を推進します。

#### (5) 保健・医療関係者の研修等の推進

市民の健康づくり業務に従事する保健師・看護師・栄養士などの保健関係職員は、個人の生活に深いかかわりを持つ業務を担っていることから、プライバシーへの配慮や病歴・相談内容などの個人情報保護を厳守するとともに、人権に関してきめ細やかな配慮が必要です。

このため、医療業務に従事する医師・看護師などの医療関係者についても、患者の人権を尊重し、人権問題に対する正しい理解と認識を深めることがたいせつになります。これら保健・医療関係者の人権意識の高揚を図るため、人権研修を推進します。

**(6) マスメディア関係者の研修等の推進**

情報化社会を迎え、マスメディアの発達は著しいものがあります。テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、インターネット等の多様な媒体を通しての情報は、人々の意識の形成や価値判断に大きな影響力を持っており、人権尊重の視点に立ったマスメディアの活動が達成できるよう、関係者の自主的な人権教育の取組が期待されています。

このため、マスメディア関係者に対し、人権研修の働きかけを行います。

**(7) 警察関係者の研修等の推進**

職務の性質上、特に人権への配慮が必要とされています。

このため、警察関係者に対し、人権尊重の精神を養うための人権研修の働きかけを行います。

## 4 総合的かつ効果的な推進

人権問題が多種多様化しつつある状況から、法の下での平等、人権尊重といった普遍的な視点を持ちながら、人権教育・啓発に関する取組の連携を図り、より深く追求していく必要があります。

### (1) 学習環境の整備

自己の人生の充実と生活の向上を目指し、自ら学び成長を図るため、生涯を通じて学習する必要があります。

本市では、生涯学習振興のための施策を通じて、人権に関する学習を一層推進します。

また、地域における生涯学習施設として公民館が設置され、市民が気軽に利用でき、日常生活圏内における身近な学習の場として大きな役割を担っています。

今後は、これらの学習環境の整備・充実を図るとともに、市民の学習意欲や多様な関心を的確に捉えて、様々な角度からのアプローチを図りながら、すべての市民が日常的に人権問題を身近な問題として取り組むことができるような学習機会を提供します。

### (2) 学習内容・手法の充実

学校、地域、民間団体等においては、これまでに様々な人権教育・啓発に取り組んできており多くの実績があります。内容については、国際的な人権の潮流、差別の現実、人権問題と自分とのかかわり、差別をなくす取組をはじめ、日常生活や地域に根ざしたもの等広範囲にわたっています。学習手法としては、広報誌、冊子をはじめ、ビデオ・DVD等を媒体としたものや、講演形式だけでなく体験的参加型学習等が挙げられます。

これらの内容・手法は、対象者や地域の実情を反映したものであるとともに、実践を通してその効果等が検証されていることから、今後の内容・手法を創意工夫していくための参考となります。

今後は、既存の効果的な内容・手法の検討に取り組むとともに、対象者及び地域の実情や目的に応じたより効果の期待できる新たな内容・手法に関する検討を行い、実効性のある研修を推進します。

### (3) 人材の育成

人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進するためには、市における教育・啓発を計画的・系統的に推進する担当者の育成が必要になります。

また、あらゆる人々を対象に、あらゆる場における人権教育・啓発を実効あるものにするためには、対象者や地域の実情を踏まえ、地域に密着した人権教育・啓発を推進する人材を育成する必要があります。

このため、担当者等の資質の向上を目指す様々な研修会等を実施するとともに、研究団体等とも連携しながら、日常生活の中で主体的に人権問題の解決に取り組む人材を育成します。

## 第4章 分野別施策の推進

本市では、市民の人権感覚を豊かにし、差別のない「人権尊重のまちづくり」を推進するため、行政区単位や市同協支部単位の学習会などをはじめ、様々な人権教育・啓発を推進してきました。

しかしながら、今なお同和問題をはじめ様々な人権問題が発生しており、これらの解消に向けて市民の理解と認識をさらに深めていく必要があります。

このため、本市では次に掲げる項目を重点施策と位置付け、人権教育・啓発に取り組んでいきます。

### 1 同和問題

#### 【現状と課題】

国は、1965年（昭和40年）の同対審答申を受けて、国及び地方公共団体の責務、国民的課題として、1969年（昭和44年）に同対法を施行し、以後、二度にわたり制定された特別措置法に基づき、約33年間、同和問題解決に向けて関係施策を推進してきました。

福岡県では、県独自の施策として1981年（昭和56年）から毎年7月を「同和問題啓発強調月間」と定め、街頭啓発や講演会など市町村と一体となって各種啓発事業を実施してきました。1995年（平成7年）には、「福岡県部落差別事象の発生防止に関する条例」を制定し、結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生防止に努めてきました。

また、1996年（平成8年）には、啓発の拠点施設として「福岡県人権啓発情報センター」を設置し、同和問題に関する常設展示や様々な人権問題に関する特別展示を開催するとともに、啓発冊子の作成、人権啓発ラジオ番組の放送等を行い県民啓発の推進に取り組んできました。

本市においては、合併前の自治体において、1969年（昭和44年）の同対法の施行以来、同和問題の早急な解決は行政の重要課題であるとの認識のもと、差別のないまちづくりを目指して、同和教育基本方針の策定や同和教育推進協議会、同和对策審議会等を発足させ、同和地区の生活環境の改善、社会福祉の向上、産業対策、教育の向上などに取り組んできました。

とりわけ、市民が正しい理解をもち人権尊重の意識を高めるために、講演会や研修会の開催、広報誌やパンフレット類による啓発、ポスターの掲示など、多くの取組で人権意識の高揚が図られた結果、市民自ら人権問題に取り組む活動も増え、一定の成果をあげてきました。

しかしながら、同和問題に関する理解や認識は市民に浸透しつつあるものの、まだ十分とはいえません。

「人権・同和問題に関する市民意識調査 旧前原市：2003年度（平成15年度）実施」では、同和問題が今日まで残されてきた理由として、「日本社会そのものに差別的体質があるから」（33.3%）、次に「これまで正しく教えられなかったから」（19.7%）、「見方や考え方はそう簡単に変えられるものでないから」（14.5%）が上位となり、同和問題に対して認識や理解が不足しているという結果になりました。

同和問題の解決策としては、「人権をたいせつにする教育・啓発活動等を積極的に進める」(47.7%)が半数近くを占め、人権教育・啓発のたいせつさを市民も認識しています。

部落差別については、全国的にも今日なお差別意識が存在しており、インターネットを利用した差別事象、差別落書き、さらに結婚問題や土地に関する問い合わせ等、依然として差別事象はあとを絶たず、いまだ差別意識の解消に至っていません。

同和問題は独立して存在する問題ではなく、我が国の人権問題全体に深くかかわる問題です。このため、同和問題を人権問題の重要な柱にとらえ、他の人権問題の解決とつなげて、人権教育・啓発をいっそう推進しなければなりません。行政はもとより市民一人ひとりが同和問題を正しく理解し、認識を深めるとともに、行政、市民、関係団体等がそれぞれの役割を遂行して、市民全体で問題の解決に向けて取り組むことがたいせつです。

### 【施策の基本方向】

#### ◇人権・同和問題啓発を推進します

○福岡県及び他市町村、関係団体等と緊密な連携の下、市民一人ひとりが同和問題をはじめとする人権問題についての正しい理解と認識を深め、自主的に取り組むことができるよう支部同協と連携し、同和問題啓発強調月間の講演会や研修会の開催、街頭啓発等のほか、市広報、市ホームページを活用した啓発の推進に積極的に取り組みます。

#### ◇人権・同和教育を推進します

○これまで培われてきた同和教育の成果を踏まえつつ、就学前教育や学校教育、社会教育が連携し、学校・地域・家庭が一体となり、各種事業・研修会等を効果的に行います。また、これらの取組を通して、同和問題の歴史やそれに関する法規、あるいは現実・実態を正しく理解し、差別事象の解消と市民一人ひとりが個性や能力を生かし、自己実現を図ることができる社会の実現を目指した教育を積極的に推進します。

## 2 女性

### 【現状と課題】

女性の人権尊重・地位向上を目指した本格的な動きは、1975年（昭和50年）の「国際婦人年」に始まり、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」や数次の世界女性会議等の国際会議と連動して進められ、現在の男女共同参画社会の形成に向けた動きへとつながってきました。

国においては、1994年（平成6年）に「男女共同参画推進本部」が設置され、1996年（平成8年）に「<sup>\*</sup>男女共同参画2000年プラン」が策定されました。1999年（平成11年）には「男女共同参画社会基本法」が制定され、2000年（平成12年）には、この法律に基づく「<sup>\*</sup>男女共同参画基本計画」が策定されました。

また、2001年（平成13年）には、男女共同参画会議、内閣府男女共同参画局が設置されるなど、推進体制が強化され、男女共同参画社会の形成に向けた取組が総合的・計画的に推進されてきました。さらに、個別の課題に対応するため、「男女雇用機会均等法」や「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定されるなど法律や制度の整備が進んでいます。

しかし、女性に対する暴力や男女の役割に関する固定的な考え方が残っている等、男女の事実上の平等は達成されておらず、依然として多くの課題が残されています。

福岡県では、1978年（昭和53年）に「福岡県婦人関係行政推進会議」、「福岡県婦人問題懇話会」を設置し、早くから女性問題解決に向けた取組を進めてきました。1980年（昭和55年）には、「婦人問題を解決するための福岡県行動計画」を策定し、以後3次にわたり計画を策定し、女性の人権尊重や地位向上及び男女共同参画社会づくりに努めてきました。1996年（平成8年）には、男女共同参画推進の中核的機能を持つ施設として、福岡県女性総合センター（2003年度から福岡県男女共同参画センターに名称変更）を設置し、情報の収集・提供、調査・研究の実施、相談体制の充実、研修講座の充実を図るとともに、女性の交流拠点として、民間レベルでの男女共同参画の推進にも寄与してきました。

2001年（平成13年）に県をあげて男女共同参画を総合的、計画的に推進することを目的とする「福岡県男女共同参画推進条例」を制定、2002年（平成14年）には、法律と条例に基づく初めての法定計画である「<sup>\*</sup>福岡県男女共同参画計画」を、2006年（平成18年）には「第2次福岡県男女共同参画計画」を策定し、施策を推進しています。

しかし、家庭生活、職場、地域活動・社会活動、政治の分野において、男女平等が達成されたとは言えない状況にあります。

雇用の場においては、性別による固定的な役割分担の存在と女性が育児・介護等の大半を担う現実が大きな要因となって、昇級・昇格、役職への登用等に男女間の格差が見られること等、仕事と家庭の両立支援策の拡充が求められています。農山漁村においては、地域のリーダーや事業を主体的に運営する女性が増えてきていますが、性別による固定的な役割分担意識に基づく慣行や習慣が残っており、方針決定の場等への参画はまだ不十分です。経営のパートナーとしての能力発揮を促進するためにも女性の就業条件等の整備や意識改革がなお求められています。さら

に、人権意識の高まりにより、配偶者からの暴力やセクシュアル・ハラスメント等、女性に対する暴力による人権侵害が顕在化しており、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」等に基づく新たな取組が緊急の課題になっています。

本市では、このような状況に対し、2010年（平成22年）1月に「糸島市男女共同参画社会推進条例」の制定、2011年（平成23年）3月には「糸島市男女共同参画社会基本計画」を策定しました。条例では、政策・方針決定の場となる市の審議会等の委員を任命する場合、女性委員の割合を30%以上となるよう努めていくことを定めています。

今後、男女が性別によって差別されることなく、その人権が尊重される男女共同参画社会の実現に向けた人権教育・啓発に取り組む必要があります。

### 【施策の基本方向】

#### ◇男女共同参画を実現するための社会づくりを推進します

- 女性の人権が尊重される社会を実現するため、政策・方針決定の場への女性の参画を図るとともに、男女平等や男女共同参画推進の啓発活動を行います。

#### ◇女性の人権を尊重し、支援する社会づくりを推進します

- 近年、大きな社会問題となっている女性への暴力、特に配偶者やパートナーからの暴力について、被害者の人権を尊重しながら、法律等に基づいた適切な支援を行います。

#### ◇職場・家庭・地域における男女共同参画を推進します

- 女性があらゆる分野において男性と対等に参画するため、事業者、団体等と連携した取組の推進、職業生活と家庭生活の両立支援の取組、地域における女性の参画等を推進します。

### 3 子ども

#### 【現状と課題】

子どもは、人格を持った一人の人間として、尊重されなければなりません。子どもたち一人ひとりが基本的人権の権利主体であることを理解し、その人権尊重や保護に向けて取り組んでいくことが必要です。国は、日本国憲法の精神に則り、1947年（昭和22年）に「児童福祉法」を制定、1951年（昭和26年）には、「児童憲章」を制定し、子どもの人権尊重とその心身にわたる福祉の保障及び増進に関する関係諸施策を進めてきました。

また、1994年（平成6年）には「児童の権利に関する条約」を批准し、子どもの最善の利益を優先させるという条約の精神に沿って、1998年（平成10年）に児童福祉法を改正、1999年（平成11年）には、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」を制定、2000年（平成12年）には、被虐待児の早期救済などを旨とする「児童虐待の防止等に関する法律」、2009年（平成21年）「青少年インターネット環境整備法」を制定しました。さらに、2009年（平成21年）に児童福祉法が改正され、家庭的保育事業や虐待を受けた子どもなどに対する擁護の充実などが進められていますが、依然として子どもの人権を侵害する事象は後を絶たず、児童虐待、いじめや体罰など多くの深刻な問題が生じています。

また、シンナーや覚せい剤等の薬物乱用の低年齢化、有害情報の氾濫や性の商品化といった問題など、子どもの心身をむしばむ社会現象も見られます。

福岡県では、1983年（昭和58年）に、広範で総合的な取組を行うために設置した「福岡県青少年健全育成対策推進本部」の下で、1995年（平成7年）「福岡県青少年健全育成条例」を制定し、この条例を適正に運用するとともに、1992年（平成4年）「福岡県青少年健全育成総合計画」や1997年（平成9年）「福岡県児童育成計画」等に基づいて、子どもが健やかにたくましく育まれる環境づくりを推進してきました。

また、急増する児童虐待に対応するため、2000年（平成12年）に庁内組織として「福岡県児童虐待防止対策協議会」を、2001年（平成13年）には県内の福祉・医療や教育等の関係機関・団体で構成する「福岡県児童虐待防止中央連絡会議」を設置するとともに県内14ブロックに「福岡県児童虐待防止地域連絡会議」を設置し、児童虐待防止ネットワークを構築するなど、児童虐待の防止を推進してきました。

さらに、学校においては、いじめや体罰の問題をはじめとした児童生徒の人権を侵害する行為を根絶し、人権尊重の精神の高揚を図る教育活動を推進してきました。特に、いじめや不登校を生まない学校づくりを目指して、子どもたちの人間関係能力を育成する教育活動を実践的に促進するとともに、教育相談ネットワークを構築し、心に悩みを持つ子どもたちの相談環境の整備等に取り組んできました。

本市では、2010年（平成22年）12月に策定した「第1次長期総合計画」の重点プロジェクトに、「子育て支援プロジェクト」を設定し、2011年度（平成23年度）から取り組んでいきます。

近年、少子化や家庭の孤立化、都市化の進行により、家庭や地域における子育て環境の変化や地域とのつながりの希薄化といった問題など、子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような中で、子どもに豊かな人間性、正義感や公正さを重んじる心、他人を思いやる心、人権を尊重する心などを培うことが求められています。また、子どもは、大人から保護されるばかりでなく、大人と同じように権利の主体であって、自ら考え、行動しながら人格を形成していく存在であり、その成長発達を見守るのが保護者はもとより大人の責任です。

このため、子育て支援体制の整備、地域ぐるみで子どもを育てる地域や家庭の教育力の向上など子どもが健やかに育まれる環境づくりを通して、人権意識の高揚と人権教育を推進していく必要があります。

### 【施策の基本方向】

#### ◇子どもの人権が尊重される社会づくりを推進します

○子育て支援体制の整備、地域ぐるみで子どもを育てる地域や家庭の教育力の向上など、子どもが健やかに育まれる環境づくりを通して、人権意識の高揚と人権教育を推進していきます。

#### ◇子育て支援の環境を整備します

○子育てに関する相談・指導体制の確立や子育て支援ネットワークの確立、ひとり親家庭等の自立に向けた支援、延長保育や特定保育事業、障害児保育事業の充実を図るなど、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めます。

#### ◇心豊かに育つ環境づくりを推進します

○子ども自身が、次代の担い手としての責任を自覚して、主体的な生き方ができるよう、学校、地域、家庭が連携して、きめ細やかな教育を推進します。

## 4 高齢者

### 【現状と課題】

出生率の低下や高齢者人口の増加に伴い、わが国は世界に例を見ない速さで高齢化が進んでおり、団塊の世代（1947－1949年生まれ）が、高齢期に到達する2015年（平成27年）には、4人に1人が65歳以上の高齢者になり、社会構造の変化や高齢者人口の増加に伴い、ひとり暮らしや認知症の高齢者が増加すると予想されています。

本市においても、65歳以上の高齢化率は上昇しており、2010年（平成22年）4月1日現在の住民基本台帳でみた高齢化率は、21.1%となっています。なお、163行政区のうち、46の行政区において高齢化率が30%を超えています。このような高齢化社会に対応するため、高齢者の生きがいづくりの推進や高齢化に伴う多様なニーズを的確に把握し、ニーズに適した高齢者福祉サービスの推進が必要となっています。

国における高齢者の保健・医療・福祉サービスについては、1989年（平成元年）に「高齢者保健福祉推進10カ年戦略」（ゴールドプラン）が制定され、ホームヘルプサービスなどの在宅サービスや特別養護老人ホームなどの施設サービス等について、その実現を図るべき具体的な整備目標が設定されました。また、1994年（平成6年）には、ゴールドプランを見直し、介護サービスの整備目標をさらに引き上げた「新ゴールドプラン」が制定されています。

1997年（平成9年）には、社会全体で介護が必要な高齢者を支えることを目的とした「介護保険法」が成立し、2000年（平成12年）から施行されています。この介護保険は、保健・医療・福祉などの縦割りの制度を再編成し、利用者の選択で総合的なサービスを受ける仕組みとするとともに、社会保険方式により給付と負担の関係を分かりやすくするなど、これまでの福祉の措置制度を抜本的に変えた保険制度により介護サービスを充実させるというものです。

この介護保険法の施行と同じ2000年（平成12年）から、判断能力が十分でない方の権利を守るための「<sup>\*</sup>成年後見制度」や、高齢者が福祉サービスを利用する際に自己決定権を尊重し、援助するための「日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）」が実施されています。

特に、2005年（平成17年）には、改正介護保険法において高齢者の「尊厳の保持」や「権利擁護事業」について明示されたほか、「高齢者の虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（略称：高齢者虐待防止法）が制定されるなど、高齢者の人権を守るための制度は充実してきています。

福岡県では、1994年（平成6年）に県民すべてが健やかで心豊かな生活を送ることができる活力ある高齢社会の実現に向けた「高齢者保健福祉計画」を策定、2009年（平成21年）には「第5次高齢者保健福祉計画」を策定しました。この第5次計画は、いきいきと暮らせる安全・安心な社会の実現に向け、総合的な保健福祉サービスの目標や供給体制を盛り込んだ計画となっています。

このような法制度の充実とともに、市町村に対しては多くの責任と権限が規定されました。この責務と権限を行使し、高齢者の人権・権利を守るためには、専門的な知識や様々なノウハウが必要になります。

特に、複雑・深刻なケースが多い虐待に適切に対応していくためには、法律的な判断だけでな

く、保健・医療・福祉と連携した対応が求められるため、弁護士、社会福祉士等の専門家、医療機関・警察署等の関係機関との連携が可能となる仕組みづくりも必要になります。

また、地域社会と交流のない独居または、高齢者のみの世帯や認知症高齢者が安心して暮らしていけるような見守りのためのネットワーク等新たな社会資源を地域の中で構築していくことも必要です。これらの社会資源の構築のためには、高齢社会の中核的存在となる団塊の世代の豊富な知識や経験等を地域社会にどう生かしていくのが課題となります。

このため、本市では、新たに「糸島市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定する際、高齢者福祉の推進とともに、総合的かつ計画的に人権教育・啓発を盛り込む必要があります。

### 【施策の基本方向】

#### ◇福祉コミュニティ推進体制を充実します

○高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、世代間交流事業や福祉のまちづくりの推進、ボランティア活動等の促進など、高齢者を地域全体で支える地域生活支援体制の整備を図ります。

#### ◇地域で支える福祉サービス体制を充実します

○介護や支援の必要な高齢者が必要かつ適切なサービスを利用するために、相談体制の充実、情報の提供体制の整備を図るとともに、高齢者が人としての尊厳を保ちながら、様々なサービスを利用できる環境づくりを推進します。

#### ◇認知症高齢者対策を推進します

○高齢化の進行に伴い、認知症高齢者の増加が予想されており、認知症を正しく理解し認知症高齢者介護の知識、技術を高めるとともに、相談体制の充実、認知症高齢者の安全対策や権利擁護といった視点からの施策を推進します。

#### ◇高齢者虐待防止対策を推進します

○「高齢者の虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の責務等を踏まえ、高齢者虐待の防止、虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援を行います。

#### ◇高齢者生きがい事業を推進します

○高齢者が社会的役割を担い、生きがいを持って生活できるよう、これまで培った知識や技術、経験を生かした就業、ボランティア活動などの社会参加を促進します。

## 5 障がい者

### 【現状と課題】

障がい者に関する人権尊重の意識の変化は、1971年（昭和46年）国連総会における「精神薄弱者の権利に関する宣言」とこれに続く、1975年（昭和50年）の「障害者の権利宣言」を契機に高まり、1981年（昭和56年）には、障がい者の完全参加と平等をテーマとする「国際障害者年」が設定されました。

こうした取組を継続するために、1982年（昭和57年）国連総会は、翌年からの10年を「障害者のための国連10年」と定めるとともに、引き続き「アジア太平洋障害者の10年」（1993～2002年）などの取組を通して、障がい者の人権の確立、自立と社会参加の実現に努めてきました。

このような潮流の中で、我が国においても1993年（平成5年）に「心身障害者対策基本法」を「障害者基本法」へと改正し、障がい者の「自立とあらゆる分野における参加促進」という基本理念を示すとともに、これまで「医療と保護」の対象であった精神障がい者に対し、福祉的視点から社会復帰を支援していくこととしました。同年、「<sup>\*</sup>障害者対策に関する新長期計画」を策定し、1993年以降の10年における施策の基本的方向と具体的方策を明らかにしました。1995年（平成7年）にこの新長期計画の重点施策実施計画として「<sup>\*</sup>障害者プラン～ノーマライゼーション7か年戦略～」を策定し、障がい者施策の総合的、計画的推進が図られてきました。

2006年（平成18年）には、障がい者がそれぞれ持っている能力や適正に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができるようにすることを目的とした「障害者自立支援法」が施行されました。

その後、障がい者が地域の中で幸福に暮らすことを、人権として保障するための法律施行に向けて、障がい者福祉施策の再構築がなされようとしています。

そのような中で、障がい者観も転換されようとしています。2010年（平成22年）1月から開催されている国の「障がい者制度改革推進会議」では、これまでの障がい者個人が障害を克服して社会に適応する努力を求められ、治療や訓練が優先される「医学モデル」から、障がい者が社会参加を制限・制約される原因は個人にあるのではなく、機能障害と社会的障壁との相互作用によって生じるとして、社会環境や支援の在り方を変える「社会モデル」を踏まえた包括的な障害の定義がなされようとしています。

障がい者を「保護の客体から権利の主体」に転換していくという新しい理念の基に、今後の障がい者施策の方向性が示され始めました。

福岡県では、「<sup>\*</sup>新福岡県障害者福祉長期計画（以下、新長期計画）」2004年度（平成16年度）～2013年度（平成25年度）を策定しました。これは「福岡県障害者福祉長期計画」1995年（平成7年）策定のノーマライゼーションの理念を受け継ぐとともに、障害者基本法に定める都道府県障害者計画として位置付け、今後の本県における障がい者施策の推進のための指針となるものです。また、新長期計画の実施計画として「福岡県障害者福祉計画」を策定し、障がい者が地域の中で安心して暮らせる社会づくりを進めるために取り組んでいます。

本市においては、ノーマライゼーションの理念に基づき、障がい者が住み慣れた家庭や地域で安心して生活できるように、市民、民間団体、地域福祉団体との連携に取り組んでいます。

また、障がい者の現状や願いを地域住民が理解し共感しながら、やさしさと思いやりのある心で支援の輪をつくり、安心して暮らすことができ、社会参加もできるまちづくりを進めるため、2011年（平成23年）3月に「支援の輪プランいとしま」（糸島市障がい者計画）を策定しました。

これまでの取組により、障がい者に対する理解や認識は市民に浸透しつつあるものの、「障害者福祉に関するアンケート調査 旧前原市：2007年度（平成19年度）実施」では、近隣との関わりにおいて「障害に対する理解がないこと」で困っている人や、外出先の店や公共交通機関等において「障害のため嫌な思いをしている」という声もあり、その認識は十分とはいえません。

そのためには、障がい者の人権が尊重されるよう、障がい者の自立と社会参加を実現し、正しい理解のための啓発や権利擁護、就業機会の確保などに、今後も引き続き取り組んでいく必要があります。

### 【施策の基本方向】

#### ◇社会参加を促進します

○障がい者の自立とあらゆる分野への活動参加を促進するための環境づくりを進めるとともに、障がい者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう相談体制の整備や障がい者への情報バリアを解消する支援（情報保障）、障がい者スポーツの振興、各種レクリエーション、文化活動への参加促進に取り組めます。

#### ◇障がい者への理解と権利擁護に取り組めます

○障がい者の人権が尊重されるよう、障がい者に対する正しい理解のための啓発や権利擁護に取り組めます。

#### ◇就労を支援します

○働く意欲を持ちながら、職業機会の確保が進まない状況を改善し、意欲に応じた職業的自立が図られるよう、雇用・就業機会の確保に向けた支援を行います。

#### ◇教育・療育を充実します

○交流及び共同学習の推進や障がいのある子どもの地域活動の支援を行い、障がいのある子どもとその教育についての理解促進に取り組めます。また、関係機関との連携を強化して障害の早期発見に努めるとともに、早期の段階において療育事業を実施し、成長段階に応じた支援に取り組めます。

## 6 外国人

### 【現状と課題】

福岡県は、我が国とアジアの国や地域との交流の結節地域（クロスロード）として、古くから朝鮮半島や中国大陸とのヒト、モノ、文化の交流が盛んに行われています。

さらに、近年の著しいグローバル化、ボーダーレス化の進展に伴い、仕事あるいは研修や勉強のために多数の外国人が訪れ、また、生活しており、今後とも、福岡県に在住する外国人が増加していくことが予想されています。

福岡県における外国人登録者数は、2005年（平成17年）12月末で45,758人（全国第13位）となっており、その約44%は、歴史的な経緯から日本に居住することとなった在日韓国・朝鮮人が占めています。

本市における外国人登録者数は、2010年（平成22年）8月末で35カ国、530人となっています。九州大学の移転により、今後も増加することが予想されます。

民族、文化や価値観などの異なる人々が、同じ地域で生活することは、互いを知り、互いを学ぶことによって、新しい文化や豊かで活力のある社会を生み出す源となります。

このため、福岡県では1997年（平成9年）に「福岡県国際化推進プラン」を、2002年（平成14年）3月には、同プランを見直して「<sup>\*</sup>ふくおか国際化推進プラン」を策定し、日本人と外国人が共に暮らす、世界に開かれた地域づくりを目指してきました。

また、旧前原市では、アメリカ合衆国カリフォルニア州エスカンディッド市との姉妹都市や中国上海市青浦区（せいほく）との友好都市を締結し、青少年交流や文化交流等を進めてきました。この取組は本市に引き継がれています。

2010年度（平成22年度）に、糸島地域を取り巻く環境の変化に的確に対応し、本市の持つ特徴を生かした国際的で誰もが暮らしやすいまちを目指すため、「糸島市国際交流基本計画」を策定しました。2011年度（平成23年度）から具体的施策に取り組んでいきます。

外国人と日本人が、住民として共に生きる開かれた地域社会を実現するためには、お互いに、多様な価値観や異なった歴史・文化に対する認識を深め、尊重するとともに、広く市民の間に様々な国の文化や多様性を容認する心を育むことが必要です。加えて、在日韓国・朝鮮人に対する偏見や差別意識の克服には、歴史的経緯を正しく理解することが必要です。

このため、今後とも、人権教育や国際理解教育を推進し、偏見や差別の解消に向けた啓発に取り組む必要があります。

**【施策の基本方向】**

## ◇国際理解のための教育・啓発を推進します

- 学校、地域、家庭が連携協力しながら、国際理解のための人権教育を推進することで、外国人に対する偏見や差別意識の解消を図り、様々な国の文化や多様性を尊重するよう教育・啓発を推進します。
- 異なる文化や価値観の違いを認め、お互いの人権を尊重する開かれた地域社会を目指すため、国際交流協会等における外国人との交流活動等を通して、相互理解を促進します。

## ◇住みよい環境づくりを推進します

- 地域に暮らす外国人の人権を擁護するために、国際交流協会や関係機関等との連携によって総合的な取組を推進します。

## 7 HIV感染者・ハンセン病患者等

### 【現状と課題】

HIV（ヒト免疫不全ウイルス）は、1981年（昭和56年）米国において、世界で初めて症例の報告があり、初期の段階で隔離、強制検査、入国規制など公衆衛生的予防対策がとられ、<sup>\*</sup>HIV感染者やエイズ患者への差別が生じる結果となりました。

このことは、予防対策の効果を減少させるばかりか逆効果となるということで、1987年（昭和62年）WHO（世界保健機構）で「世界エイズプログラム」がつくられ、翌年エイズのまんえん予防と患者への偏見と差別を解消するため、毎年12月1日を「世界エイズデー」と決めました。

その後、HIV、エイズの感染（ぜい弱性）の要因を分析するなかで、人権及び人間の尊厳への配慮のなさが、感染を増幅させている要因であることも明らかにされてきました。

国においては、1985年（昭和60年）には日本人エイズ第1号患者が認定され、1989年（平成元年）にはエイズの予防に関し必要な措置を定めた「後天性免疫不全症候群の予防に関する法律」が施行されました。

近年の医学・医療の進歩、感染症に関する正しい知識の普及などの症状の変化により、1999年（平成11年）の「伝染病予防法」及び「性病予防法」と併せた廃止に伴い、新たに「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が施行され、患者等の人権に配慮した予防及び医療に関する総合的な施策が推進されることになりました。

福岡県においては、HIV感染者・エイズ患者に対する偏見や差別の解消を図るため、県民を対象とした啓発活動を実施しています。

本市においては、HIV感染者・エイズ患者に対する治療支援体制の整備とともに、市民を対象とした啓発活動や、学校におけるエイズ教育等を通じたエイズに関する正しい知識の普及、民間支援団体への援助などにより市民意識の改革を行い、偏見と差別を解消する必要があります。

<sup>\*</sup>ハンセン病患者は、誤った隔離政策と病気に関する無理解や正しい理解を促す教育・啓発の不十分さから、長い間いわれなき差別と偏見に苦しんできました。

1996年（平成8年）、<sup>\*</sup>「らい予防法」が廃止され、2009年（平成21年）には、ハンセン病回復者の福祉の増進、名誉の回復等を推進し、ハンセン病問題を早期に解決するため、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行されました。

病気や感染症に関する人権侵害をなくすため、正しい情報の提供や啓発等を行うとともに、感染症患者や家族が安心して生活できる社会を実現していく必要があります。

### 【施策の基本方向】

#### ◇教育・啓発を推進します

○HIV感染者・エイズ患者及びハンセン病患者・回復者等への偏見や差別を解消するため、市民への正しい知識の普及啓発に努めるとともに、学校・地域・家庭が連携して教育・啓発の推進に努めます。

## 8 アイヌの人々

### 【現状と課題】

アイヌの人々は、少なくとも中世末期以降の歴史の中では、当時の「和人」との関係において北海道を中心に先住していた民族であり、現在においてもアイヌ語等をはじめとする独自の文化や伝統を有しています。しかし、アイヌの人々の経済状況や生活環境、教育水準は、アイヌの人々が居住する地域において、他の人となお格差があることが認められているほか、結婚や就職等において偏見や差別の問題があります。

このため、アイヌの人々の民族としての歴史、文化、伝統及び現状に関する認識と理解を深め、アイヌの人々の人権を尊重する教育・啓発が必要です。

### 【施策の基本方向】

#### ◇教育・啓発を推進します

- アイヌの人々に対する偏見や差別を解消するため、市民への正しい知識の普及啓発に努めるとともに、必要に応じ関係団体等と連携して教育・啓発を推進します。

## 9 刑を終えて出所した人

### 【現状と課題】

刑を終えて出所した人に対しては、本人に真摯な更生の意欲がある場合であっても、国民の意識の中に根強い偏見や差別意識があり、就職に際しての差別や住居等の確保の困難など、社会復帰を目指す人たちにとって現実には極めて厳しい状況にあります。

刑を終えて出所した人が真に更生し、社会の一員として円滑な生活を営むことができるようにするためには、本人の強い更生意欲とともに、家族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が欠かせないことから、刑を終えて出所した人に対する偏見や差別意識を解消し、その社会復帰に資するための教育・啓発を推進する必要があります。

### 【施策の基本方向】

#### ◇教育・啓発を推進します

- 刑を終えて出所した人に対する偏見や差別を解消するため、市民への正しい知識の普及啓発に努めるとともに、必要に応じ関係団体等と連携して教育・啓発を推進します。

## 10 犯罪被害者等

### 【現状と課題】

犯罪被害者やその家族は、直接的な被害とともに、それに付随する精神的、経済的被害等を受けているだけでなく、様々なストレスに苦しんでいます。このような中、「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」や「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」など犯罪被害者等の支援、救済を図るための法的整備も進められてきました。

今後とも、関係法を有効に活用しながら、犯罪被害者やその家族の立場やニーズを踏まえた支援策や、その心情に配慮した教育・啓発が必要となっています。

### 【施策の基本方向】

#### ◇教育・啓発を推進します

- 犯罪被害者等に対する人権擁護を図るため、必要に応じ関係団体等と連携して、犯罪被害者やその家族の支援、市民等への教育・啓発を推進します。

## 11 インターネット等による人権侵害

### 【現状と課題】

近年の高度情報化社会を背景として、インターネットの匿名性を悪用し、インターネット上の電子掲示板やホームページに人権を侵害する情報の書き込みが増加しています。

このため、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダ責任法）の周知に努めるとともに、利用者一人ひとりが、情報モラルを守り、人権を侵害するような情報をインターネット上に掲載しないよう、関係機関と連携しながらIT講習会等を通して必要な教育・啓発を行う必要があります。

また、携帯電話のメール等を使った誹謗中傷等による人権侵害も発生しており、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルについての教育・啓発も必要です。

### 【施策の基本方向】

#### ◇教育・啓発を推進します

- インターネットによる人権侵害をなくすため、市民等への啓発に努めるとともに、必要に応じ関係団体等と連携し教育・啓発を推進します。

## 12 性的少数者

### 【現状と課題】

先天的に身体上の性別が不明瞭な人、身体上の性別と心の性が異なる<sup>\*</sup>性同一性障がいの人、性的な意識が同性や両性に向かう人等、何らかの意味で「性」のあり方が少数な人々があります。

このような人々は、少数派であるために正常と思われず、場合によっては職場を追われることさえあります。

<sup>\*</sup>性的指向を理由とする差別的取扱いについては、現在では、不当なことであるという認識が広がっていますが、いまだ偏見や差別があとを絶たないのが現状です。

このため、性的指向を理由とする偏見や差別をなくし、理解を深めることが必要です。

性同一性障がいの人の中には、体の性と心の性との違いに悩みながら、周囲の心ない好奇の目にさらされ苦しんでいる人がいます。

このため、性同一性障害を理由とする偏見や差別をなくし、理解を深めることが必要です。

### 【施策の基本方向】

#### ◇教育・啓発を推進します

- 偏見や差別を解消するため、市民への正しい知識の普及啓発に努めるとともに、必要に応じ関係団体等と連携して教育・啓発を推進します。

## 13 路上生活者

### 【現状と課題】

公園や河川、駅舎等で日常生活を営んでいる路上生活者いわゆる「ホームレス」と呼ばれる人に対するいやがらせや集団暴行等、人権に関する問題が生じています。

このため、路上生活者の人権に配慮するとともに、地域社会の理解と協力が必要です。

### 【施策の基本方向】

#### ◇教育・啓発を推進します

- 路上生活者に対する偏見や差別を解消するため、必要に応じ関係団体等と連携し、教育・啓発を推進します。

## 第5章 推進体制等

### 1 市の推進体制

本指針に基づく人権教育・啓発の推進に当たって、各人権課題を所掌する部署に止まることなく、全職員が人権の視点を持ち、総合的、計画的な取組が必要であることから、「糸島市人権教育・啓発推進本部」を設置し、推進体制の強化、充実に努めます。

### 2 県、他市町村等との連携

本指針に基づく人権教育・啓発の効果的な推進を図るために、県、他市町村等の役割と分担を踏まえつつ、緊密な連携と協力の下に取り組みます。

特に、地域に密着したテーマにより行われる人権教育・啓発は、より大きな効果が期待されることから、先進事例、啓発情報、啓発事業等、一層の連携強化に努めます。

### 3 関係団体等との連携

人権教育・啓発を総合的に推進するためには、各実施主体が担うべき役割を踏まえた上で、相互に有機的な連携を図ることがたいせつです。

このため、市、民間団体、企業等が連携・協働し、実効ある人権教育・啓発の推進に努めます。

### 4 推進期間等

本指針の推進期間は、2011年度（平成23年度）から2020年度（平成32年度）とします。なお、今後の人権問題を取り巻く国際的な動向や我が国の状況、また、社会環境の変化等があった場合は、必要に応じて見直しを行います。

## 施策体系

	項目	番号	施策の基本方向	
人権教育・啓発の推進	就学前教育における人権教育	1	就学前教育における子育てについての研究・研修を進めます	
		学校教育における人権教育	2	児童生徒の人権認識・豊かな人権感覚を育成します
	3		自己実現に向けた進路保障・学力保障に努めます	
	4		組織的な取組を推進します	
	社会教育における人権教育		5	校区住民を中心に据えた市同協支部活動を推進します
		6	市同協支部の推進体制を強化します	
		7	市同協支部の研修・学習活動を推進します	
		8	指導者育成を推進します	
	学校教育と社会教育の連携	9	異校種間の協力と連携を推進します	
		10	社会教育に関わる組織・団体間の協力と連携を推進します	
		11	学校教育と社会教育の協力と連携を推進します	
		12	学校・地域・行政が共に学ぶ機会の充実を図ります	
	市民に対する人権啓発	企業における人権啓発	13	市同協支部や関係団体等と連携した啓発を推進します
			14	情報の提供ならびに広報等を活用した啓発を推進します
			15	人権センター及び男女共同参画センターを拠点とする啓発を推進します
		企業における人権啓発	16	事業者や事業者団体への啓発を推進します
		人権にかかわりの深い特定の職業に従事する人に対する研修等	17	研修等の推進（市職員、教職員、社会教育関係団体、福祉・介護事業関係者、保健・医療関係者、マスメディア関係者、警察関係者）
		総合的かつ効果的な推進	18	効果的な推進（学習環境の整備、学習内容・手法の充実、人材の育成）

	項目	番号	施策の基本方向
分野別施策の推進	同和問題	19	人権・同和問題啓発を推進します
		20	人権・同和教育を推進します
	女性	21	男女共同参画を実現するための社会づくりを推進します
		22	女性の人権を尊重し、支援する社会づくりを推進します
		23	職場・家庭・地域における男女共同参画を推進します
	子ども	24	子どもの人権が尊重される社会づくりを推進します
		25	子育て支援の環境を整備します
		26	心豊かに育つ環境づくりを推進します
	高齢者	27	福祉コミュニティ推進体制を充実します
		28	地域で支える福祉サービス体制を充実します
		29	認知症高齢者対策を推進します
		30	高齢者虐待防止対策を推進します
		31	高齢者生きがい事業を推進します
	障がい者	32	社会参加を促進します
		33	障がい者への理解と権利擁護に取り組みます
		34	就労を支援します
		35	教育・療育を充実します
	外国人	36	国際理解のための教育・啓発を推進します
		37	住みよい環境づくりを推進します
	HIV感染者・ハンセン病患者等	38	教育・啓発を推進します
	アイヌの人々	39	教育・啓発を推進します
	刑を終えて出所した人	40	教育・啓発を推進します
	犯罪被害者等	41	教育・啓発を推進します
	インターネット等による人権侵害	42	教育・啓発を推進します
性的少数者	43	教育・啓発を推進します	
路上生活者	44	教育・啓発を推進します	

## 用語解説

### ア行

#### あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）

あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策及びすべての人種間の理解を促進する政策を、あらゆる適切な手段により遅滞なく遂行すること等を内容とした条約で、1965年（昭和40年）に第20回国連総会で採択され、我が国は1995年（平成7年）に締結。

#### ウィーン宣言及び行動計画

人権の国際的な普遍性や貧困を克服する権利、発展の権利が人権の不可分の部分であることを確認し、国連活動における人権活動の強化策として、人権高等弁務官の設置等を決めたもので、1993年（平成5年）にウィーンで開催された第2回世界人権会議で採択。

#### えせ同和行為

「同和問題は怖い問題である」との誤った意識を悪用して、何らかの利権を得るため、同和問題を口実にして企業・行政機関等に対する「ゆすり」「たかり」等の行為。

#### HIV感染者

HIV（ヒト免疫不全ウイルス）の感染が確認されているが、エイズを発症していない状態の人をいい、HIVによって引き起こされる免疫不全症候群のことを特にエイズと呼んでいる。HIV感染症は、HIVに汚染された血液が主な感染経路であり、入浴、食器の共用等の通常の社会生活で感染することはない。

### カ行

#### 国際人権規約

人権に関する条約・規約の1つで、世界人権宣言の内容を基礎として条約化し、1966年（昭和41年）に第21回国連総会で採択された。規約の内容は、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約）、市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）で構成される。

#### 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約）

世界人権宣言の内容をより詳細に、労働の権利や社会保障に対する権利等の経済的、社会的及び文化的権利について規定した条約で、1966年（昭和41年）に第21回国連総会で採択され、我が国は1979年（昭和54年）に締結。

#### 公正採用選考人権啓発推進員制度

就職の機会均等を確保し、雇用の確保を図るために、企業内の適正な採用選考システムの確立等に関し、中心的役割を果たすために設置された制度。

## サ行

### 自己実現

自己の素質や能力などを発展させ、自己の目標に向かって進み実現していくこと。

### 就学前教育

一般に、小学校教育より前の段階にある教育のことを指して使われている。

### 市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）

世界人権宣言の内容を、生命に対する権利や身体的自由に対する権利等の市民的及び政治的権利についてより詳細に規定した条約で、1966年（昭和41年）に第21回国連総会で採択され、我が国は1979年（昭和54年）に締結。

### 児童憲章

すべての児童の幸福を図るため、児童の立場から、子どもの権利を確認し、日本国憲法の内容に倣い12の条文構成からなる、1951年（昭和26年）の子どもの日に制定された憲章。

### 障害者週間

国民の間に広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、毎年12月3日から12月9日までの1週間。

### 障害者対策に関する新長期計画

ノーマライゼーションの理念に基づき、障がい者の完全参加と平等の目標に向けて、1993年（平成5年）に国が策定し、同年から10年間にわたる施策の基本的方向と具体的な方策を明らかにした計画。

### 障害者プラン～ノーマライゼーション7か年戦略～

1995年（平成7年）に策定された「障害者対策に関する新長期計画」の重点施策実施計画。

### 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）

すべての人間は、そもそも生まれながらにして自由かつ平等であることから、男子も女子も個人として等しく尊重されるべきであるとした条約で、1979年（昭和54年）に第34回国連総会で採択され、我が国は1985年（昭和60年）に締結。

### 児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

世界の多くの児童（児童については18歳未満のすべての者と定義）が、今日なお、飢え、貧困等の困難な状況に置かれている状況にかんがみ、世界的な観点から児童の人権の尊重、保護の促進を目指した条約で、1989年（平成元年）の第44回国連総会で採択され、我が国は1994年（平成6年）に締結。

## 人権週間

国連が世界人権宣言採択を記念して、採択日の12月10日を「人権デー」と定めたのを受けて、我が国で定められた12月10日を最終日とする1週間。

## 成年後見制度

精神上の障害によって判断能力が十分ではない認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者などを保護するため、家庭裁判所の審判に基づき成年後見人、保佐人、補助人などから援助を受ける制度。

## 人権尊重のまちづくり

社会状況の急速な変化や多様化する個人の価値観を受け入れ、一人ひとりの生き方を認め合い、家庭・職場・地域における他者とのつながりや、責任を分かち合えるまちづくりのこと。

## 性的志向

人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念をいう。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛（ヘテロセクシュアル）、同性に向かう同性愛（ホモセクシュアル）、男女両方に向かう両性愛（バイセクシュアル）等を指す。

## 性同一性障害

生物学的な性（からだの性）と性の自己意識（こころの性）が一致しないため、社会生活に支障がある状態をいう。

## 夕行

### 体験的参加型学習

学習者の経験や感じ方を土台とし、共に作業等を通して、参加者の思いや目的意識を発展させながら、自らの力を自覚しつつ、学習者がお互いに学び合い、社会的行動力と意欲を高めようとする学習方法。

### 男女共同参画2000年プラン

1996年（平成8年）7月に男女共同参画審議会が答申した「男女共同参画ビジョン」を踏まえて、男女共同参画推進本部が同年12月に策定した、2000年度（平成12年度）末までを期間とした男女共同参画社会の形成の促進に係る国内行動計画。

### 男女共同参画基本計画

1999年（平成11年）に制定された男女共同参画社会基本法に基づき、2000年（平成12年）に策定された、2005年度（平成17年度）末までを計画期間とした、男女共同参画2000年プランに代わる新たな国内行動計画。

### 男女共同参画推進強調月間

市民及び事業者が男女共同参画社会の形成に関する理解を深め、その取組への意欲を高めるため、糸島市男女共同参画社会推進条例によって設定した6月の1か月間。

### 同和対策審議会答申

1961年（昭和36年）に発足した同和対策審議会が、1965年（昭和40年）に提出した総理大臣の諮問「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」に対する答申。

### 同和问题啓発強調月間

同和問題の真の解決を目指して、県・市町村はもとより県民挙げての差別をなくす運動を展開するため、福岡県において1981年（昭和56年）に設定した7月の1か月間。

## 八行

### ハンセン病・らい病

抗酸菌の一種であるらい菌の皮膚のマクロファージ内寄生及び末梢神経細胞内寄生によって引き起こされる感染症で、病名は、1873年にらい菌を発見したノルウェーのアルマウエル・ハンセンの姓に由来し、以前は「らい病」「ハンセン氏病」とも呼ばれていた。らい菌に感染しただけで発病する可能性は極めて低く、発病した場合であっても、現在では治療法が確立している。従来、我が国においては、発病した患者の外見上の特徴から特殊な病気として扱われ、古くから施設入所を強制する隔離政策が採られてきた。

### 新福岡県障害者福祉長期計画

障がい者の主体性、自主性、自由という人間本来の生き方の回復と獲得を目指す「リハビリテーション」の理念、障がいのある人が障がいのない人と同等に生活し、活動する社会を目指すノーマライゼーションの理念の下、1995年（平成7年）に策定した福岡県障害者福祉長期計画を受け継いだ計画。

### 福岡県児童育成計画

21世紀を担う子どもたちが健やかに生まれ育つための環境づくりを推進するため、国の「エンゼルプラン」を踏まえて、1997年（平成9年）に策定した1997年度（平成9年度）から概ね10年間の計画。

### ふくおか新世紀計画

個性豊かで創造的活力に満ちた新時代のふくおかを築き、豊かな県民生活を実現するために、1997年（平成9年）に策定した21世紀初頭の県が目指すべき方向性を示した長期計画。

### 福岡県青少年健全育成総合計画

福岡県の青少年健全育成のための広範多岐にわたる青少年関連施策を体系づけ、施策推進の基本方針を明らかにした1992年（平成4年）に策定した総合的な計画。

### 福岡県男女共同参画計画

男女共同参画社会基本法、福岡県男女共同参画推進条例に基づき、2000年（平成12年）に策定された、福岡県の男女共同参画推進に係る2001年度（平成13年度）から2005年度（平成17年度）までの5年間を期間とする計画。

### ふくおか国際化推進プラン

アジア、地域活性化、国際理解を策定の視点として「アジアの交流拠点の実現と国際的な地域づくり」を基本目標とした福岡県の国際化の方向を明らかにした、2002年（平成14年）に策定された計画。

### 部落地名総鑑

全国の被差別部落の住所や名前、住民の主な職業等が記載された闇本で、1975年（昭和50年）に発覚し、1985年（昭和60年）までに9種類約220冊を超える差別図書が、「人事極秘、部落地名総鑑」等の書名で販売された。

## ラ行

### らい予防法

昭和28年8月15日、らいの予防及びらい患者に対する適正な医療の普及を図ることによって、らいが個人的にも社会的にも害を及ぼすことを防止し、もって公共の福祉を増進することを目的として制定された日本の法律。らい予防法の廃止に関する法律（平成8年4月1日法律第28号）をもって廃止された。

### 労働者の募集に関する指針

職業安定法第48条の規定に基づき、1999年（平成11年）に公表された「職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者、労働者供給事業者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報取り扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示等に関して適切に対処するための指針」の略称。

## 世界人権宣言（仮訳文）

1948年（昭和23年）12月10日

第3回国際連合総会採択

### 前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上を促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条 すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

### 第2条

1 すべての人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条 すべての人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条 何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条 何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条 すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条 すべて人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条 すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条 何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条 すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

#### 第11条

1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。

2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条 何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

#### 第13条

1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。

2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

#### 第14条

1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。

2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

#### 第15条

1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。

2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

#### 第16条

1 成年の男女は、人権、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。

2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。

3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

## 第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条 すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条 すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

## 第20条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

## 第21条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条 すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

## 第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条 すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

## 第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であるか否

とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

#### 第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種の若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

#### 第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵にあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条 すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

#### 第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつばら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条 この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

## 日本国憲法（抄）

1946年（昭和21年）11月3日公布

1947年（昭和22年）5月3日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

### 第3章 国民の権利及び義務

（国民たる要件）

第10条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

（基本的人権）

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

（自由及び権利の保持義務と公共福祉性）

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

（個人の尊重と公共の福祉）

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

（平等原則、貴族制度の否認及び栄典の限界）

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

(公務員の選定罷免権、公務員の本質、普通選挙の保障及び投票秘密の保障)

第15条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

(請願権)

第16条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

(公務員の不法行為による損害の賠償)

第17条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

(奴隷的拘束及び苦役の禁止)

第18条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

(思想及び良心の自由)

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

(信教の自由)

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

(集会、結社及び表現の自由と通信秘密の保護)

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

(居住、移転、職業選択、外国移住及び国籍離脱の自由)

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

(学問の自由)

第23条 学問の自由は、これを保障する。

(家族関係における個人の尊厳と両性の平等)

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

(生存権及び国民生活の社会的進歩向上に努める国の義務)

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

(教育を受ける権利と受けさせる義務)

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

(勤労の権利と義務、勤労条件の基準及び児童酷使の禁止)

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

(勤労者の団結権及び団体行動権)

第28条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

(財産権)

第29条 財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

(納税の義務)

第30条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

(生命及び自由の保障と科刑の制約)

第31条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

(裁判を受ける権利)

第32条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

(逮捕の制約)

第33条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

(抑留及び拘禁の制約)

第34条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

(侵入、搜索及び押収の制約)

第35条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第三十三条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

2 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

(拷問及び残虐な刑罰の禁止)

第36条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

(刑事被告人の権利)

第37条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ、又、公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する。

3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

(自白強要の禁止と自白の証拠能力の限界)

第38条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

(遡及処罰、二重処罰等の禁止)

第39条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

(刑事補償)

第40条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

## 第10章 最高法規

(基本的人権の由来特質)

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

## 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

2000年（平成12年）11月29日制定

2000年（平成12年）12月6日施行

### （目的）

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

### （定義）

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

### （基本理念）

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

### （国の責務）

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）のっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### （地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、基本理念ののっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### （国民の責務）

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

### （基本計画の策定）

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

### （年次報告）

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

### （財政上の措置）

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

## あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例

2010年（平成22年）3月31日

条例第202号

### （目的）

第1条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法及びすべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等であるとした世界人権宣言の基本理念にのっとり、部落差別をはじめ、民族差別、外国人差別、障害者差別、女性差別、いじめ等あらゆる差別をなくし、市民一人ひとりの参加による人権尊重都市の建設を目指し、もって明るく住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

### （市の責務）

第2条 市は、前条の目的を達成するため必要な施策を積極的に推進するとともに、行政のすべての分野で市民の人権意識の高揚に努めるものとする。

### （市民の責務）

第3条 市民は、相互に基本的人権を尊重するとともに、自らも人権侵害に関する行為をしないよう努め、あらゆる差別をなくすための施策に協力するものとする。

### （市の施策の推進）

第4条 市は、基本的人権を擁護し、あらゆる差別をなくすために必要な施策について、市民及び関係団体と協力のうえ、推進に努めるものとする。

2 市は、前項の施策の推進のため、必要に応じ調査等を行うものとする。

### （教育及び啓発活動の充実）

第5条 市は、市民の人権意識の普及高揚を図るため、関係団体と協力のうえ、充実した人権教育を推進するとともに、あらゆる機会をとらえて啓発活動を行い、人権擁護の社会づくりに努めるものとする。

### （推進体制の充実）

第6条 市は、あらゆる差別をなくす施策を効果的に推進するため、国、県及び関係団体と連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

### （委任）

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

## 糸島市人権教育・啓発推進本部設置規程

2010年（平成22年）10月29日

訓令第27号

### （設置）

第1条 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）第5条に基づき、本市における人権教育及び人権啓発（以下「人権教育・啓発」という。）に関する施策を策定し、総合的かつ効果的に推進するため、糸島市人権教育・啓発推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

### （所掌事務）

第2条 本部は、次に掲げる事項に関し、調査及び審議を行う。

- (1) 人権教育・啓発基本指針の策定及び推進に関すること。
- (2) 人権教育・啓発に関する施策についての連絡及び調整、意見聴取に関すること。
- (3) その他人権教育・啓発の推進に関し必要なこと。

### （組織）

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、市長をもって充て、副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。

3 本部員は、市長事務部局の部長、福祉事務所長、会計管理者、上下水道部長、議会事務局長、教育部長、担当部長及び消防長をもって充てる。

### （本部長及び副本部長）

第4条 本部長は、本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、本部長があらかじめ指名した副本部長がその職務を代理する。

### （本部の会議）

第5条 本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

2 本部において必要と認めるときは、会議に本部員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

### （部会）

第6条 本部長が必要と認めるときは、本部に専門的な調査及び研究を行う組織として部会を置くことができる。

2 部会は、本部長の指名する本部員をもって組織し、部会長は、部会に属する本部員の互選により定める。

3 部会長は、部会の会務を総理し、部会における調査及び研究の結果を本部長に報告しなければならない。

4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する本部員のうち、あらかじめ部会長が指名したものがその職務を代理する。

5 前各項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が本部長の同意を得て定める。

(庶務)

第7条 本部及び部会の庶務は、人権福祉部人権政策課において処理する。

(補則)

第8条 この訓令に定めるもののほか、本部運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

## 糸島市人権教育・啓発基本指針策定検討委員会設置規程

2010年（平成22年）10月29日

告示第449号

### （設置）

第1条 本市における人権教育及び人権啓発を総合的かつ計画的に推進するための糸島市人権教育・啓発基本指針（以下「基本指針」という。）の策定に関する検討を行うため、糸島市人権教育・啓発基本指針策定検討委員会（以下「策定検討委員会」という。）を設置する。

### （所掌事務）

第2条 策定検討委員会は、次に掲げる事項について検討し、必要な意見を述べ、又は提言を行う。

- (1) 基本指針の策定に関すること。
- (2) その他人権教育及び人権啓発に関すること。

### （組織）

第3条 策定検討委員会は、委員11人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市長が特に必要と認める者

### （任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成23年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### （会長及び副会長）

第5条 策定検討委員会に会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、策定検討委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### （会議）

第6条 策定検討委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 策定検討委員会において必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

### （庶務）

第7条 策定検討委員会の庶務は、人権福祉部人権政策課において処理する。

### （補則）

第8条 この告示に定めるもののほか、策定検討委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。  
(この告示の失効)
- 2 この告示は、平成23年3月31日限り、その効力を失う。

